



茨城県報

第 1 2 6 9 号

平成13年 6 月11日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）…………… 2

告 示

- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 2
- 救急告示病院の認定（医療整備課）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者の事業の廃止（高齢福祉課）…………… 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）…………… 4
- 指定居宅介護支援事業者の事業の廃止（高齢福祉課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（商業流通課）…………… 5
- 平成14年度茨城県立産業技術専門学院普通課程及び短期課程の普通職業訓練に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間（職業能力開発課）…………… 6
- 茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項の一部改正（監理課）…………… 7
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 8
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（2件）（道路維持課）…………… 8
- 土地改良区役員の就退任（2件）（土地改良事務所）…………… 9
- 土地改良区役員の退任（土地改良事務所）…………… 11

(選挙管理委員会)

- 選挙管理委員会第 6 回定例会の招集…………… 11

公 告

- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）…………… 11
- 平成14年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考（職業能力開発課）…………… 12
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 14
- 道路の位置の指定（2件）（建築指導課）…………… 15
- 宅地開発事業の工事完了（建築指導課）…………… 15

(教 育 長)

- 落札者等の公示（2件）…………… 15

訓 令

- 茨城県土地利用合理化協議会規程の一部を改正する訓令（水・土地計画課）…………… 16

規 則

茨城県規則第60号

茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県公害防止条例施行規則（昭和46年茨城県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第20条第3号及び別表第3その6の表の備考第5項中「患者の収容施設」を「患者を入院させるための施設」に改める。

別表第3その7の第2項及び第5項中「とされた場合並びに」を「と同意された場合並びに」に改め、同表その7の付表第1号エ中「患者の収容施設」を「患者を入院させるための施設」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第668号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
1704	映画	人妻浮気調査 主人では満足できない	新東宝映画
1705	映画	ポリス	オーピー映画
1706	映画	濡れる美人妻 ハメられた女	新東宝映画
1707	映画	郵便屋	ニューセレクト
1708	映画	美人家庭教師 たらしこむ快感	新日本映像
1709	映画	新日本映像ニュース〈美人家庭教師 たらしこむ快感〉	新日本映像
1710	映画	美人おしゃぶり教官 肉体秘教習	新日本映像
1711	映画	新日本映像ニュース〈美人おしゃぶり教官 肉体秘教習〉	新日本映像
1712	映画	OL 性の裏窓	オーピー映画
1713	映画	縄文式2	中野武蔵野ホール
1714	映画	エロスの住人 ハメ快樂	オーピー映画
1715	映画	ザ・痴漢教師4 制服を汚せ	新東宝映画
1716	映画	喪服妻のよろめき	オーピー映画
1717	映画	未亡人旅館2 女将は寝上手	新東宝映画

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
1718	映画	尼寺の寝床 夜這い昇天	新日本映像
1719	映画	新日本映像ニュース〈尼寺の寝床 夜這い昇天〉	新日本映像
1720	映画	白い肌の韓国美女 熟れごろ	新日本映像
1721	映画	新日本映像ニュース〈白い肌の韓国美女 熟れごろ〉	新日本映像
1722	映画	人妻社長秘書 バイブで濡れる	新東宝映画
1723	映画	息もできない長いKISS	中野武蔵野ホール
1724	映画	迷走者たちの猥歌	ENKプロモーション
1725	映画	三十路の後家さん よがり泣き	新日本映像
1726	映画	新日本映像ニュース〈三十路の後家さん よがり泣き〉	新日本映像
1727	映画	馬を飼う人妻	新日本映像
1728	映画	新日本映像ニュース〈馬を飼う人妻〉	新日本映像
1729	映画	義姉さんお濡れた太もも	オーピー映画
1730	映画	いんらん母娘 ナマで愛して	新東宝映画
1731	映画	おんな35才 熟れた腰使い	オーピー映画
1732	映画	三浦あいか 痴漢電車エクスタシー	オーピー映画
1733	映画	淫乱女房 下半身の甘い香り	オーピー映画
1734	映画	義母と教師 教え娘の部屋で…	新日本映像
1735	映画	I. K. U	アップリンク
1736	映画	ノーラ・ジョイス 或る小説家の妻	ケイエスエス
1737	映画	淫女乱舞 バトルドワイセツ	オーピー映画
1738	映画	浴衣未亡人 黒い下着の誘惑	新日本映像
1739	映画	団地妻 隣のあえぎ	新東宝映画
1740	映画	新日本映像ニュース〈義母と教師 教え娘の部屋で…〉	新日本映像
1741	映画	新日本映像ニュース〈浴衣未亡人 黒い下着の誘惑〉	新日本映像

茨城県告示第669号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成16年6月10日である。

平成13年6月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
国家公務員共済組合連合会 水 府 病 院	水戸市赤塚1丁目1番地

茨城県告示第670号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 あゆ介護サービス	有限会社 あゆ介護サービス	北相馬郡藤代町大字谷中481番地の37	訪問介護	平成13年 6 月 1 日

茨城県告示第671号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃 止 年月日
財団法人 土浦市高齢者福祉事業団	デイサービスセンター「うらら」	土浦市大和町9番地の2 ウラ ラ2 総合福祉会館5階	通所介護	平成13年 3 月31日
財団法人 土浦市高齢者福祉事業団	財団法人 土浦市高齢者福祉事業団	土浦市大和町9番地の2 ウラ ラ2 総合福祉会館4階	訪問介護 訪問入浴	平成13年 3 月31日
財団法人 土浦市高齢者福祉事業団	デイサービスセンター「つわぶき」	土浦市常名字笠師前5428番地の2	通所介護	平成13年 3 月31日
医療法人 博仁会	医療法人 博仁会 志村大宮病院	那珂郡大宮町313番地	通所リハビリ	平成13年 4 月30日

茨城県告示第672号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 あゆ介護サービス	有限会社 あゆ介護サービス	北相馬郡藤代町大字谷中481番地の37	居宅介護支援	平成13年 6 月 1 日

茨城県告示第673号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃 止 年月日
財団法人 土浦市高齢者福祉事業団	財団法人 土浦市高齢者福祉事業団	土浦市大和町9番地の2 ウラ ラ2 総合福祉会館4階	居宅介護支援	平成13年 3 月31日

茨城県告示第674号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に関する大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

茨城交通株式会社

代表取締役社長 大 熊 定 男

(2) 住所

水戸市袴塚 3 丁目 5 番36号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸 3 丁目3146番地の 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,985㎡

(変更後) 2,272㎡

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 206台

(変更後) 収容台数 194台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 40台

(変更後) 収容台数 50台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 23㎡

(変更後) 面積 73㎡

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 28㎡

(変更後) 容量 27㎡

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午後 9 時

- キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前 9 時30分～午後 8 時30分 (年間60日は午後 9 時30分)
 (変更後) 午前 9 時30分～午後 9 時30分

- ク 駐車場の自転車の出入口の数及び位置
 (変更前) 6 箇所
 (変更後) 7 箇所

(3) 変更する年月日
 平成14年 1 月28日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	神 林 章 夫

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 午前10時
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 3 時～午後 6 時

3 届出年月日
 平成13年 5 月28日



茨城県告示第675号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第 2 条の規定により，平成14年度の茨城県立産業技術専門学院普通課程（専門コース 1 年訓練・2 年訓練）及び短期課程（一般コース 1 年訓練）の普通職業訓練に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

学院名	コース 区分	普通職業訓練									
		普通課程							短期課程		
		専門コース							一般コース		
		1 年 訓 練			2 年 訓 練				1 年 訓 練		
定員 (人)	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月	定員 (人)		訓 練 期 間	訓 練 開 始 月	定員 (人)	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月		
			1 年次	2 年次							
茨 城 県 立 水 戸 産 業 技 術 専 門 学 院	自 動 車 整 備 科				30	30	2 年	4 月			
	情 報 技 術 科				20	20	2 年	4 月			
	建 築 設 計 科	20	1 年	4 月							
	住 宅 設 備 科	20	1 年	4 月							

	測 量 ・ 設 計 科	20	1 年	4 月							
	計	60			50	50					
茨 城 県 立 日 立 産 業 技 術 専 門 学 院	金 属 加 工 科	20	1 年	4 月							
	電 気 工 事 科	20	1 年	4 月							
	計	40									
茨 城 県 立 鹿 島 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 技 術 科	20	1 年	4 月							
	電 気 工 事 科	20	1 年	4 月							
	木 造 建 築 科	10	1 年	4 月							
	金 属 加 工 科								20	1 年	4 月
	計	50							20		
茨 城 県 立 土 浦 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 技 術 科				20	20	2 年	4 月			
	コ ン ピ ュ ー タ 制 御 科				20		2 年	4 月			
	自 動 車 整 備 科				20	20	2 年	4 月			
	情 報 技 術 科				20	20	2 年	4 月			
	計				80	60					
茨 城 県 立 下 館 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 シ ス テ ム 科				20		2 年	4 月			
	電 気 工 事 科	20	1 年	4 月							
	溶 接 科								20	1 年	4 月
	計	20			20				20		
茨 城 県 立 三 和 産 業 技 術 専 門 学 院	自 動 車 整 備 科				20		2 年	4 月			
	板 金 科								20	1 年	4 月
	計				20				20		
合 計		170			170	110			60		

茨城県告示第676号

茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項（平成11年茨城県告示第382号）の一部を次のように改正する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

第 2 条第 1 項中「，管工事及びは装工事」を「及び管工事」に改め，同条第 2 項第 3 号中「経常建設共同企業体」の次に「(入札参加資格要項第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる共同企業体協定書 (以下「共同企業体協定書」という。) で定める存続期間を経過した経常建設共同企業体であって，その締結している建設工事の請負契約が履行後 3 月を満たさないものであるものを除く。)」を加え，同条第 3 項第 1 号中「3 者以内」を「2 者」に改め，同項第 4 号中「，2 者の場合は30パーセント以上，3 者の場合は20パーセント以上であり，かつ，代表者の出資比率が最大」を「30パーセント以上」に改める。

第 3 条中「入札参加資格要項第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる」を削る。

第 4 条第 1 項中「，2 者で構成される経常建設共同企業体にあつては1.15を，3 者で構成される経常建設共同企業体にあつては1.10」を「1.15」に改める。

別紙第 8 条第 1 項を次のように改める。

当企業体の各構成員の出資の割合は，別に定めるところによるものとする。

別紙第16条第 2 項中「共同連帯して」を削り，同条第 3 項中「，脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を，残存構成員が有している出資の割合により分割し，これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合」を「10割」に改める。

付 則

この告示は，公布の日から施行する。

茨城県告示第677号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成13年 6 月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 路 線 名 | 県道 下子水海道線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 結城郡千代川村大字大園木字砂子120番地先から
結城郡千代川村大字鯨字遠見塚2681番地先まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成13年 6 月11日 |

茨城県告示第678号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第39号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので，同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 道路の種類 | 一般国道 |
| 2 | 路 線 名 | 354号 |
| 3 | 区 間 | 岩井市岩井2874番 9 から
岩井市岩井2895番23まで
岩井市岩井4567番 2 から
岩井市辺田1148番11まで |

茨城県告示第679号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 区 間 石岡市国府6丁目608番2から
石岡市府中2丁目756番1まで

茨城県告示第680号

土浦市に事務所を置く手野土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 6 月11日

茨城県土浦土地改良事務所長 石 井 哲 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
土浦市手野町706番地	理 事	高 壽 源之助
“ “ 802番地	“	和 田 俊 一
“ “ 2088番地	“	小 野 勇 一
“ “ 2038番地の1	“	今野谷 正 美
“ “ 2076番地	“	今 泉 壽
“ “ 2381番地の1	“	藤 井 瑞 穂
“ “ 2188番地	“	大久保 治 男
“ “ 2185番地の1	“	大久保 勲
“ “ 2175, 2176番地合併地	“	大 塚 由 夫
“ “ 2170番地の1	“	山 本 修
“ “ 2095番地	“	大 塚 長 則
“ “ 2092番地の3	“	橋 康 春
“ “ 2063番地	“	館 孝 雄
“ “ 2014番地	“	柴 沼 一 郎
“ “ 2004番地	“	大 塚 典 夫
“ “ 1921番地	“	倉 持 勝 治
“ “ 1937番地	“	浅 野 和 男
“ “ 1887番地の1	“	圓城寺 一 成
“ “ 681番地	“	瀬古沢 良 夫
“ “ 2098番地	監 事	小 野 豊
“ “ 2385番地	“	古 山 喬
“ “ 1945番地	“	浅 野 武 男

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
土浦市手野町706番地	理 事	高 壽 源之助
“ “ 802番地	“	和 田 俊 一
“ “ 2385番地	“	古 山 喬
“ “ 2038番地の 1	“	今野谷 正 美
“ “ 2381番地の 1	“	藤 井 瑞 穂
“ “ 2076番地	“	今 泉 壽
“ “ 2188番地	“	大久保 治 男
“ “ 2175, 2176番地合併地	“	大 塚 由 夫
“ “ 2181番地の 2	“	瀬古沢 登
“ “ 2095番地	“	大 塚 長 則
“ “ 2092番地の 3	“	橋 康 春
“ “ 1035番地	“	飯 泉 浩 市
“ “ 2053番地の 1	“	菅 谷 幸 治
“ “ 2014番地	“	柴 沼 一 郎
“ “ 2004番地	“	大 塚 典 夫
“ “ 1937番地	“	浅 野 和 男
“ “ 1887番地の 1	“	圓城寺 一 成
“ “ 1936番地	“	浅 野 均
“ “ 1908番地の 1	“	倉 持 清
“ “ 2098番地	監 事	小 野 豊
“ “ 2185番地の 1	“	大久保 勲
“ “ 700番地の 2	“	高 崎 義 一

茨城県告示第681号

新治郡新治村大字藤沢975番地に事務所を置く新治村小高土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 6 月11日

茨城県土浦土地改良事務所長 石 井 哲 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡新治村大字小高388番地	理 事	佐 藤 廣

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡新治村大字小高86番地	理 事	柿 沼 利 雄

茨城県告示第682号

東茨城郡常北町大字石塚2065番地の 7 に事務所を置く常北町古内土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 6 月11日

茨城県水戸土地改良事務所長 栗 原 宏 之

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
東茨城郡常北町大字上古内616番地	監 事	大 越 文 行

~~~~~  
(選挙管理委員会)

**茨城県選挙管理委員会告示第30号**

平成13年第 6 回定例会を次のとおり招集する。

平成13年 6 月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 1 日 時

平成13年 6 月15日（金）

午後 1 時30分

## 2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

- (1) 平成13年 9 月25日任期満了に伴う茨城県知事選挙の日程について
- (2) 茨城県議会議員土浦市選挙区補欠選挙及び那珂郡選挙区補欠選挙を行うべき事由発生について
- (3) 茨城県議会議員土浦市選挙区補欠選挙及び那珂郡選挙区補欠選挙の選挙期日等について
- (4) 茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程について
- (5) 参議院茨城県選出議員選挙におけるポスター掲示場の減少協議について
- (6) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定及び指定取消しについて
- (7) 第 8 回定例会の日程について
- (8) その他

~~~~~  
公 告
~~~~~

**●管理美容師資格認定講習会の指定**

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の 4 第 2 項の規定により指定する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 主催者

東京都港区虎ノ門1丁目26番5号  
財団法人理容師美容師試験研修センター

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎内  
財団法人理容師美容師試験研修センター茨城県支部  
電話029 (228) 2330

## 3 講習期間及び日程

平成13年 9 月25日から11月 6 日までの間の次の 7 日間

| 日 程   | 年 月 日        | 午 前       | 午 後       |
|-------|--------------|-----------|-----------|
| 第 1 日 | 平成13年 9 月25日 | 公 衆 衛 生 学 | 公 衆 衛 生 学 |
| 第 2 日 | 平成13年10月 2 日 | 衛 生 管 理   | 衛 生 管 理   |
| 第 3 日 | 平成13年10月 9 日 | 衛 生 管 理   | 衛 生 管 理   |
| 第 4 日 | 平成13年10月16日  | 経 営 管 理   | 経 営 管 理   |
| 第 5 日 | 平成13年10月23日  | 財 務 管 理   | 財 務 管 理   |
| 第 6 日 | 平成13年10月30日  | 労 務 管 理   | 労 務 管 理   |
| 第 7 日 | 平成13年11月 6 日 | 理 容 技 術   | 理 容 技 術   |

## 4 講習会場の名称及び所在地

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県立図書館 視聴覚ホール  
電話029 (221) 5569

## 5 講習予定人員

150名

## 6 講習料

1人 17,000円

## ●平成14年度茨城県立職業能力開発校訓練生の入学選考

茨城県立職業能力開発校訓練生(普通課程専門コース)の一般入学者選考試験について、次のとおり実施する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 訓練科, 訓練生の定員及び訓練期間

| 校 名             | コ ー ス<br>区 分 | 専 門 コ ー ス   |      |         |           |
|-----------------|--------------|-------------|------|---------|-----------|
|                 |              | 訓 練 科 名     | 定 員  | 訓 練 期 間 | 訓 練 開 始 月 |
| 茨 城 県 立 水 戸 産 業 |              | 自 動 車 整 備 科 | 30 人 | 2 年     | 4 月       |
|                 |              | 情 報 技 術 科   | 20 人 | 2 年     | 4 月       |
|                 |              | 建 築 設 計 科   | 20 人 | 1 年     | 4 月       |

|                                |                   |       |     |     |
|--------------------------------|-------------------|-------|-----|-----|
| 技 術 専 門 学 院                    | 住 宅 設 備 科         | 20 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 測 量 ・ 設 計 科       | 20 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 計                 | 110 人 |     |     |
| 茨 城 県 立 日 立 産 業<br>技 術 専 門 学 院 | 金 属 加 工 科         | 20 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 電 気 工 事 科         | 20 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 計                 | 40 人  |     |     |
| 茨 城 県 立 鹿 島 産 業<br>技 術 専 門 学 院 | 機 械 技 術 科         | 20 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 電 気 工 事 科         | 20 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 木 造 建 築 科         | 10 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 計                 | 50 人  |     |     |
| 茨 城 県 立 土 浦 産 業<br>技 術 専 門 学 院 | 機 械 技 術 科         | 20 人  | 2 年 | 4 月 |
|                                | コ ン プ ュ ー タ 制 御 科 | 20 人  | 2 年 | 4 月 |
|                                | 自 動 車 整 備 科       | 20 人  | 2 年 | 4 月 |
|                                | 情 報 技 術 科         | 20 人  | 2 年 | 4 月 |
|                                | 計                 | 80 人  |     |     |
| 茨 城 県 立 下 館 産 業<br>技 術 専 門 学 院 | 機 械 シ ス テ ム 科     | 20 人  | 2 年 | 4 月 |
|                                | 電 気 工 事 科         | 20 人  | 1 年 | 4 月 |
|                                | 計                 | 40 人  |     |     |
| 茨 城 県 立 三 和 産 業<br>技 術 専 門 学 院 | 自 動 車 整 備 科       | 20 人  | 2 年 | 4 月 |
|                                | 計                 | 20 人  |     |     |
| 合 計                            |                   | 340 人 |     |     |

(注) 推薦入学者選考試験における推薦定員については、上記定員の30パーセントを上限として、各産業技術専門  
学院長が各訓練科ごとに別に定める。

## 2 受付及び選考の場所

入学を希望する各産業技術専門学院

## 3 選考の方法

### (1) 推薦入学者選考試験 (高等学校卒業見込み者)

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 次の条件のすべてに該当する者であって、高等学校長が推薦する者<br>1 平成14年 3 月に高等学校を卒業見込みの者<br>2 学院を進路志望先の第 1 位と考えている者<br>3 希望訓練科の目的を理解し、入学意志が強く、将来技術者として活躍を希望する者<br>4 人物が優れ、当該学院に入学後、学業等について、成果が期待できると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成13年10月 1 日 (月) ~平成13年10月12日 (金)                                                                                                                                            |
| 選 考 日     | 平成13年10月19日 (金)                                                                                                                                                              |
| 合 格 発 表 日 | 平成13年10月26日 (金)                                                                                                                                                              |
| 選 考 内 容   | 高等学校長から提出された推薦書、調査書及び面接選考等 (国語 I (現代文) 又は数学 I のテストを含む。) の結果を総合的に判断して可否を決定する。                                                                                                 |
| 備 考       | 推薦入学で選考にもれた者は、新たに手続をして一般入学者選考試験に応募することができる。                                                                                                                                  |

## (2) 一般入学者選考試験 (高等学校卒業以上及び高等学校卒業見込み者)

| 項 目       | 内 容                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による高等学校を卒業した者 (平成14年 3 月卒業見込みの者を含む。) 又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成13年11月 1 日 (木) ~平成13年11月30日 (金)                                                |
| 選 考 日     | 平成13年12月 7 日 (金)                                                                 |
| 合 格 発 表 日 | 平成13年12月14日 (金)                                                                  |
| 選 考 内 容   | 1 筆記試験 (国語 I (現代文), 数学 I)<br>2 面接                                                |
| 備 考       | 上の選考において定員に満たない訓練科については, 必要に応じ追加選考を行う。                                           |

## ●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字寄居1587番の 1 部

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号

株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿 引 昭 好

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字勘兵衛新田字勘兵衛新田33番 6, 同番223

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市大字飯田362番地 4

有限会社 サカモト

代表取締役 坂 本 光 男

## ●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 附則第 4 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字羽鳥字東原2738番69, 同番590

## 2 事業主の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目 1 番28号

株式会社コメリ

代表取締役 捧 賢 一

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日        | 申請者  |             | 道路の位置              | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|--------------|------|-------------|--------------------|--------------|---------------|
|                  |              | 氏名   | 住所          |                    | 幅員           | 延長            |
| 鹿総建指令<br>第 305 号 | 平成13年 5 月28日 | 落合 保 | 鹿嶋市下津273-57 | 鹿嶋市下津字下山<br>273-64 | メートル<br>4.20 | メートル<br>34.90 |

| 指定番号             | 指定年月日        | 申請者                       |                    | 道路の位置              | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|--------------|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------|---------------|
|                  |              | 氏名                        | 住所                 |                    | 幅員           | 延長            |
| 鹿総建指令<br>第 326 号 | 平成13年 5 月30日 | (株)ミツ産業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789-3 | 鹿嶋市大字荒井字中<br>422-1 | メートル<br>6.20 | メートル<br>72.64 |

## ●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常北町上入野字蛇田1536番, 1548番1, 1550番1, 1551番1, 1555番1の一部, 同番2, 同番3, 1556番6, 1561番, 1563番, 字原山1570番, 1571番, 1572番, 1573番, 1574番, 1575番, 1580番, 1581番, 1590番, 1591番1, 同番2, 1617番1, 同番2, 同番3, 1619番, 同番1, 1624番, 1625番の一部, 1628番の一部, 1632番の一部, 1633番の一部, 1635番, 1636番, 1637番, 1638番, 1639番, 1659番の一部, 1660番の一部, 1663番, 1664番の一部, 1666番の一部, 同番1の一部, 1668番の一部, 1669番, 1670番, 1671番, 1673番, 1674番, 1676番, 1679番, 1681番, 同番1

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡常北町大字石塚1180番地の1

日新健商 株式会社

代表取締役 木 元 敏 夫

(教 育 長)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成13年 6 月11日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由 ⑨その他必要な事項

①電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する業務 ②教育庁財務課 水戸市笠原町978番 6 ③平成13年 4 月 1 日 ④日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 2 号 ⑤月額 8,698,410円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

①電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する業務 ②教育庁財務課 水戸市笠原町978番 6 ③平成13年 4 月 1 日 ④日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号 ⑤月額 1,769,775円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

~~~~~

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事由

①茨城県立北茨城養護学校, 茨城県立水戸養護学校, 茨城県立水戸飯富養護学校, 茨城県立友部養護学校, 茨城県立内原養護学校, 茨城県立勝田養護学校及び茨城県立大子養護学校のスクールバス運行業務 ②教育庁特殊教育課 水戸市笠原町978番 6 ③平成13年 4 月 1 日 ④茨城オート株式会社 水戸市袴塚 3 丁目 5 番36号 ⑤350,490,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号

①茨城県立霞ヶ浦聾学校, 茨城県立鹿島養護学校, 茨城県立土浦養護学校, 茨城県立美浦養護学校, 茨城県立伊奈養護学校, 茨城県立下妻養護学校, 茨城県立結城養護学校及び茨城県立協和養護学校のスクールバス運行業務 ②教育庁特殊教育課 水戸市笠原町978番 6 ③平成13年 4 月 1 日 ④常南交通株式会社 石岡市国府 7 丁目 8 番 5 - 301号 ⑤645,750,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号

~~~~~

---

訓 令

---

茨城県訓令第10号

茨城県土地利用合理化協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年 6 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県土地利用合理化協議会規程の一部を改正する訓令

茨城県土地利用合理化協議会規程（昭和45年茨城県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中第34号を第39号とし、第27号から第33号までを 5 号ずつ繰り下げ、第26号を削り、第25号を第30号とし、同号の次に次の 1 を加える。

(3) 土木部企画監

第 2 条第 3 項中第24号を第29号とし、第19号から第23号までを 5 号ずつ繰り下げ、第18号を第22号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 農林水産部企画監

第 2 条第 3 項中第17号を第21号とし、第16号を第20号とし、第15号を第18号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(19) 商工労働部企画監

第 2 条第 3 項中第14号を削り、第13号を第16号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(17) 保健福祉部企画監

第 2 条第 3 項中第12号を第15号とし、第 9 号から第11号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 7 号及び第 8 号を削り、第 6 号を第 8 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(9) 新線・つくば調整課長

(10) 新線沿線整備課長

(11) 生活環境部企画監

第 2 条第 3 項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 企画部企画監

第 2 条第 3 項中第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 総務部企画監

第 4 条第 2 項中「第 2 条第 3 項第 4 号、第 8 号、第14号、第16号、第19号及び第26号」を「第 2 条第 3 項第 1 号、第 6 号、第11号、第17号、第19号、第23号及び第31号」に改める。

第 5 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)